

中等科音楽における生徒の理解に着目した和楽器指導

「箏」を扱った授業における効果的な指導とは

宮本 憲二

Japanese Musical Instrument Guidance in Music Lessons at Secondary Schools the Effective Teaching Technique of the Koto

MIYAMOTO Kenji

Abstract

It is almost ten years since the 7th Course of Study (notified in 1998) stated that teachers should teach compulsorily how to use Japanese instruments in music lessons at junior high schools.

During this period, each school has developed teaching materials and technique according to its own circumstances.

The instruments that students learn how to use are different from school to school.

Some actions using Japanese instruments have been developed in other classes, for example, “The Period for Integrated Studies”, “The Elective Subjects” and so on.

This paper explores the effective teaching technique of Japanese instruments, especially Koto, the Japanese harp, in secondary education, paying attention to how much students understand.

In addition, it considers the transition and description of the Course of Study and how to select, prepare and use the teaching materials.

Key Word

“ Japanese instruments” “ Koto” “ Course of Study”

[要約]

第7次学習指導要領（平成10年告示）において、中学校音楽科での和楽器指導必修が明示されてから約10年が過ぎた。この間、中学校現場では、それぞれの学校の状況や生徒の実態に合わせて、楽器選択や教材開発等が行われ、指導法についての研究も進められてきた。取り扱われている和楽器は学校によりさまざまである。

音楽科の授業以外でも、例えば、「総合的な学習の時間」や「選択授業」等において和楽器を取り扱った取組が展開されてきた。

本稿では、「中等科音楽における生徒の理解に着目した和楽器指導」という主題の下、特に「箏」を取り扱った授業における効果的な指導法について、中学校における和楽器指導の実態や学習指導要領の変遷・記述内容、教材選択や教材作成、教材活用等を考察し、中学校音楽科及び高等学校芸術科音楽の授業における生徒の理解に資するものである。

キーワード

和楽器指導、箏、学習指導要領

1. はじめに

学習指導要領は、昭和22年、昭和26年に示された試案を経て、昭和33年に告示という形で示された。学校教育法施行規則により法的拘束力を持ち、小・中・高等学校等における教育課程の基準として、これまで、ほぼ十年に一度改訂されている。筆者が公教育機関に在任した22年間では、3回の学習指導要領改訂に遭遇した。

とりわけ第7次学習指導要領（平成10年告示）における中学校音楽科での和楽器指導必修の明示や共通教材の撤廃等の内容は、それまでに例を見ない大きな変化であった。

和楽器指導については、第7次学習指導要領以前の学習指導要領には記述がなく、歌唱や鑑賞、創作といった分野での「日本の伝統音楽」等の内容に関する記述であり、和楽器指導については「必要に応じて」「適宜用いる」等で示され、必修についての記述は、第7次学習指導要領が初めてであった。それだけに、どのような楽器を取りあげ、どのような教材を用いて授業展開していけばよいのかという現職教員からの戸惑いの声が少なからずあった。

筆者は、昭和62年の春から平成15年度末まで公立中学校に勤務し、その後、平成16年度から平成21年度末まで、奈良県教育委員会及び奈良県立教育研究所において、指導主事として、主に小・中・高等学校の音楽教育にたずさわることとなったが、教育研究所で勤務した期間、初任者研修や十年経験者研修、和楽器指導者養成研修等を担当し、現職教員への直接指導にあたっていたため、和楽器指導について、現場の教員からつぶさに指導の様子を聞くことが多かった。

平成20年3月に小・中学校等の、そして平成21年3月に高等学校等の新学習指導要領が告示されたが、音楽科や芸術科音楽では、これまでもまして日本の伝統音楽に関する記述の詳細なことに気付かされる。

上記のような事柄から、今回「中等科音楽における生徒の理解に着目した和楽器指導」という研究主題の下、研究を行うこととした。

2. 研究の目的

第7次学習指導要領（平成10年告示）で、中学校音楽科における和楽器指導の必修が明示された時、筆者は中学校現場に勤務しており、翌年の移行期間中から「箏」を用いた器楽指導を開始した。

授業を進めて行くにつれ、和楽器を取り扱って指導する場合の教材選択や教材開発、和楽器指導における譜面使用等、様々な課題に直面することとなった。その後、勤務することとなった教育委員会での指導主事時代に担当した「和楽器指導者養成研修」等においても、現場で実践していた頃に遭遇したのと同じような課題を抱えることとなった。

現在、筆者は音楽科の教員免許状を取得しようとする学生の授業を担当している。上記1のような事柄を踏まえ、今回、下記3の(1)～(4)のような研究項目に沿って、「箏」とい

う和楽器を取り扱った授業における効果的な指導法について研究し、中学校音楽科及び高等学校芸術科音楽の授業における生徒の理解に資すること、併せて音楽科教育法を学ぶ本学の学生が、和楽器に関する指導においてもその指導力を身に付け、教育現場での指導に役立ててほしいと願うものである。

3. 研究項目

- (1) 国やその他の調査等から見えてくる中学校における和楽器指導の実際。
- (2) 中学校音楽科の学習指導要領について、和楽器指導等に関する記述や教材に関する内容。
- (3) 「箏」の演奏に用いる譜面考察と生徒にとっての譜面の有用性。
- (4) 本学教職課程を履修している学生を対象とした「箏」を取り扱った模擬授業実施。

4. 調査等から見えてくる和楽器指導の実際

第7次学習指導要領（平成10年告示）の完全実施以降、日本の中学校現場では、どのような和楽器が取りあげられ、授業が展開されているのか。

また、どれくらいの時間を費やして指導が行われているのかを知ることは、指導の充実や改善を図る上において重要なことである。

ところが、この1、2年の間で文部科学省や民間の団体、あるいは音楽関連の出版社等で学校を対象として全国的な規模で和楽器指導に関する調査を実施し、データ等を公表した跡は見られない。従って、ここ一、二年の中学校における和楽器指導の現状等を全国的調査のデータから把握することは難しい。

しかし、一部の自治体では、和楽器指導に関する調査等を自治体独自で実施しているところもある。これまでの文部科学省発表の調査結果や音楽関連の出版社がアンケート調査したもの、自治体単位で調査した結果公表から中学校における和楽器指導の実際について迫ってみた。

表1は、「平成14年度公立小・中学校における教育課程の編成実施状況」における中学校での和楽器指導に関する調査結果である。^{引用(1)}

表1 7 和楽器を用いた器楽指導の実施状況（中学校のみ）

（1）必修教科における和楽器を用いた器楽指導にかかる授業時数

	0	1～5	6～10	11以上
第1学年	36.8%	56.7%	5.9%	0.6%
第2学年	23.6%	69.7%	5.8%	0.9%
第3学年	43.6%	52.1%	3.5%	0.8%

（2）器楽指導において使用する和楽器別の学校数の割合

	箏	三味線	尺八	打楽器類	笛	琵琶	その他
第1学年	40.0%	7.1%	3.3%	20.2%	6.7%	0.4%	3.1%
第2学年	58.6%	8.6%	7.2%	15.9%	4.8%	0.2%	2.5%
第3学年	33.4%	12.3%	5.1%	16.3%	5.4%	0.2%	2.2%

複数の楽器を選択している場合はそれぞれ含む

本調査は、文部科学省が教育課程の編成について把握するため、全国の公立小・中学校を対象として、ほぼ毎年実施しているものである。項目も多岐にわたっているが、和楽器を用いた器楽指導の実施状況に関する項目は、この年度のみで、この後も実施されている本調査の中には見られない。

表1（1）からは、和楽器を用いた器楽指導は、いずれの学年においても1～5時間取り組んでいるという回答が最も多いことが分かる。続いて多いのが0時間という回答結果であるが、これは中学校3年間のうちのいずれかの学年で取り組まれているものであるから、全く取り組んでいない学年が存在しても不思議なことではない。本調査を実施してから経過した年月やその間の様々な取組等からも授業内容については改善が図られているものと推察される。

表1(2)器楽指導において使用する和楽器別の学校数の割合からは、いずれの学年においても「箏」への取組の率が最も高い。これは、「箏」の音色が多くの子どもたちに受け入れられることや演奏が比較的容易であること、授業へのゲストティチャー招聘等、子どもたちに指導できる人材が身近に多いことなどが考えられる。「箏」に続いて取り組まれている割合の高い楽器はいずれの学年も「打楽器類」という結果が出ているが、箏の取組率に比べると多く取り組まれているとはいいい難いものがあり、楽器の確保や授業場所の確保、指導者の発掘等の課題があるものと推察される。

表1- ~表1- は、学年別に取り組まれている楽器の率を筆者が棒グラフで表したものであるが、「箏」、「打楽器類」、「三味線」の順となっている。

表1-① 第1学年

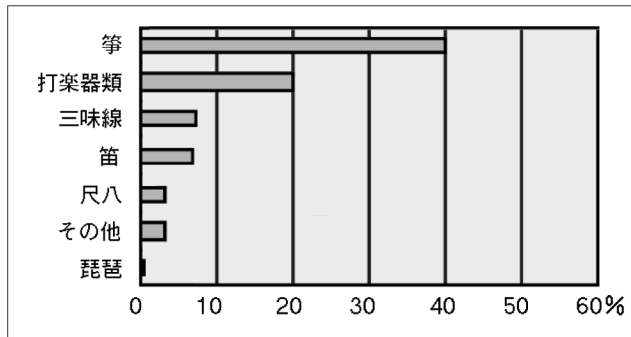


表1-② 第2学年

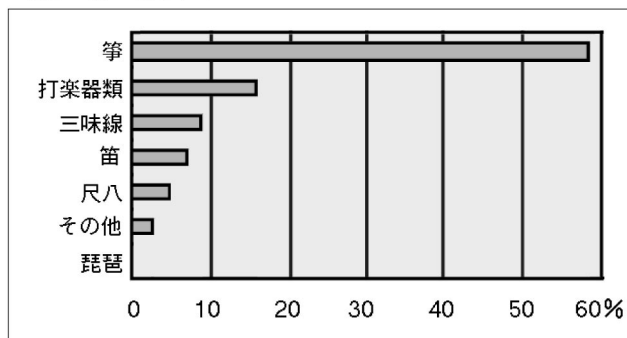


表1-③ 第3学年

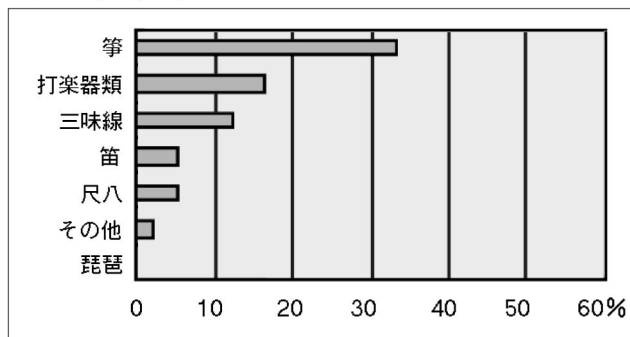
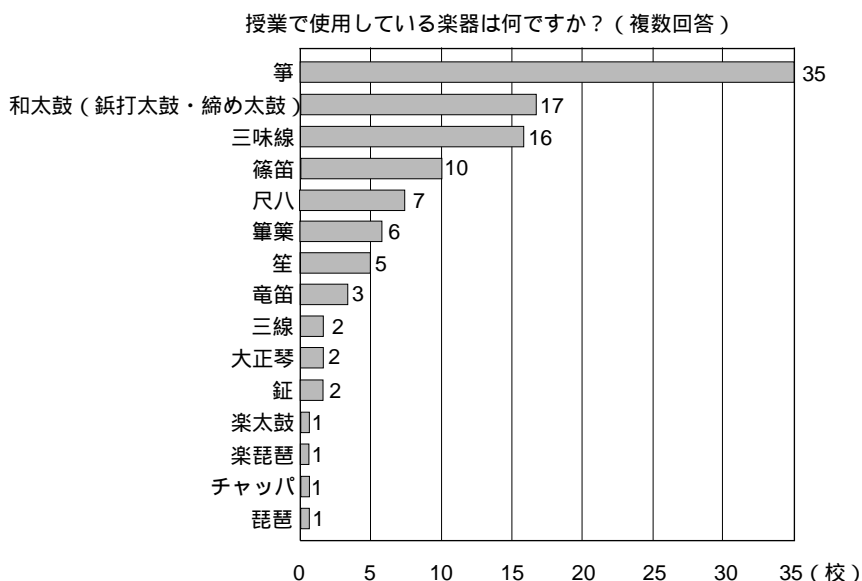


表2は、平成15年6月に音楽之友社から発行された「教育音楽・中学高校版」の中に掲載された「和楽器授業のいま」と題するアンケート調査結果である。^{引用(2)}

表2



調査方法としては、ランダムに選んだ全国150校へアンケート調査を実施し、その中の46名の教員の回答を得て作成されたものである。調査項目は7つからなるが、この結果からも「箏」を使用している学校の多いことが分かる。続いて「和太鼓」、「三味線」、「篠笛」、「尺八」といった楽器を使用している学校が多く、表1の文部科学省の調査結果と共通する点の多いことに気付く。

続いて表3 - 、であるが、これは、平成18年10月に鹿児島県総合教育センターが発行した指導資料第33号に掲載された「我が国の伝統音楽の指導の進め方 - 和楽器を活用した指導の充実 - 」の中での調査結果であり、実施状況は平成17年5月1日現在とある。^{引用(3)}

表3 - 器楽指導において使用する和楽器別の学校数(中学校)

楽器 / 学年	第1学年	第2学年	第3学年
箏	73校	148校	46校
三味線	48校	48校	62校
打楽器類	51校	44校	46校
笛	16校	9校	15校
尺八	9校	11校	15校
琵琶	0校	0校	1校
その他	8校	5校	5校

表3 - 必修教科における和楽器を用いた器楽指導にかかわる授業時数(中学校)

時数 / 学年	第1学年	第2学年	第3学年
0	109校	57校	137校
1～5	131校	179校	108校
6～10	14校	17校	9校
11以上	7校	9校	8校

表3 - は、学年別にどのような和楽器を使用しているのかという学校数を表したものである。この表からは、1、2年生で「箏」を使用していると回答した学校が、3年生では三味線を使用している学校の多いことが分かる。1年生で打楽器類に取り組んでいる学校も多いという結果も出ている。

表3 - は、和楽器を用いた器楽指導にかかわる授業時数を学年別に表したものであるが、1、2年生で1～5時間取り組んでいるという学校が多く、これについても表1の文部科学省の調査結果と重なる点がある。

授業時数は概ね1～5時間で授業に取り組んでいる学校が多く、「箏」や「三味線」を使用して指導にあっている学校の多いことが分かる。三味線については表1とも共通するが、学年が進むに連れて取り組む学校が多い。

しかし、自治体や学校によっては、地域に伝承されている芸能や和楽器と関連させ、和太鼓といった打楽器類やあるいは、篠笛、尺八といった管楽器に取り組んでいる学校もあり、ほかにも例えば、県内のほとんどの中学校が三線を備え、三線を使用しての授業に取り組んでいるというような実践例を耳にすることも多い。

5．学習指導要領における和楽器指導等に関する記述

学習指導要領は、昭和33年の改訂から学校教育法施行規則の一部を改正する省令が定められ、教育課程の基準としての法的拘束力をもつことが明確となったことは周知の通りである。

表4は、昭和33年から平成20年までの間に告示された中学校学習指導要領（音楽）に記述されている内容の中で、特に和楽器指導について述べられている記述と、鑑賞共通教材の中での「地歌・箏曲」について、改訂ごとに取り出してまとめたものである。

表4

昭和33年・第3次学習指導要領	昭和44年・第4次学習指導要領
<p>第2 各学年の目標および内容 〔第1学年〕 2 内容 B 鑑賞 (3) 鑑賞教材は、次のような点を考慮して選ぶものとする。^{注1} 工 次の教材を含むものとする。 春の海...宮城道雄 作曲</p>	<p>第2 各学年の目標および内容 〔第1学年〕 2 内容 E 鑑賞^{注2} 箏曲「五段砧」.....光崎検校 作曲 三曲合奏「四季の眺」...松浦検校 原作 第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い 4 第2の各学年の内容のCの指導に当たっては、次の事項を考慮するものとする。 (2) 和楽器については、楽曲の性格や生徒の能力に応じて、たとえば箏や打楽器類などを用いることはさしつかえないこと。 6 第2の各学年の内容のEの指導に当たっては、次の事項を考慮するものとする。 (3) 日本の音楽を取り扱うに際しては、伝統的な楽曲のほかに、近代・現代のものも積極的に取り上げるようにすること。また、鑑賞のための資料として、和楽器を用いてもよいこと。</p>
平成元年・第6次学習指導要領	平成10年・第7次学習指導要領
<p>〔第2学年及び第3学年〕 2 内容 B 鑑賞 (2) 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱う。 イ 鑑賞教材として、次の共通教材を含めること。^{注4} 〔第2学年〕 箏曲「六段の調」...八橋検校作曲 第3 指導計画の作成と内容の取扱い (4) 器楽の指導については、高音、中音及び低音の声部の均衡のとれた楽器編成を工夫して行うこと。なお、指導上の必要に応じて、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵(けん)盤楽器、電子楽器、和楽器及び民族楽器を適宜用いること。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。 (4) 器楽指導については、指導上の必要に応じて弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。また、和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いること。 3 選択教科としての「音楽」においては、生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるように、第2の内容その他の内容で各学校が定めるものについて、課題学習、創造的な表現活動の学習、郷土の伝統芸能など地域の特質を生かした学習、表現の能力を補充的に高める学習、芸術表現を追求する発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。</p>

和楽器指導についての記載を見ると、昭和33年・第3次学習指導要領には記載がない。昭和43年・第4次学習指導要領で初めて「和楽器については、楽曲の性格や生徒の能力に応じて、たとえば、箏や打楽器類などを用いることはさしつかえないこと」との記載が登場する。昭和52年・第5次学習指導要領では前回の「さしつかえない」との記述から「必要に応じて、和楽器を適宜用いること」と示されるようになり、平成元年の告示でも前回同様「必要に応じて、和楽器を適宜用いること」となっている。

昭和52年・第5次学習指導要領
<p>第2 各学年の目標及び内容 〔第1学年〕 2 内容 B 鑑賞 (2) 鑑賞教材は、次に示すものを取り扱う。^{注3} 箏曲「六段」…八橋検校 作曲</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い (4) 器楽の指導においては、小学校において経験した高音の旋律楽器をもとに、中音や低音の楽器を加えて行うこと。なお、必要に応じて、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤(けんぱん)楽器、電子楽器及び和楽器を適宜用いること。</p>

平成20年・第8次学習指導要領
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の指導については、次のとおり扱うこと (2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。 (3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽の関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。 (8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。^{注5} 拍 拍子 間</p>

そして、平成10年・第7次学習指導要領で初めて、「和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いること」と和楽器指導の必修が明示されることとなった。

平成20年・第8次学習指導要領では、前回の「和楽器については、3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いること」から「和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること」との記述となり、「表現活動」、「よさを味わう」、「工夫すること」等の文言

が加わり、前回に比べ、和楽器に関する指導内容は、より詳細な記述となったことが分かる。

さらに、「我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽の関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること」との記述も新たに加わっている。

ほかに、日本の伝統音楽に欠くことのできない大切な要素である「拍」「拍子」「間」「序破急」といった用語についても記述された。これらの用語が新たに記述された点について、その意味するところを考え、指導の中でこれらのことを具体的にどのように指導に結び付けていくのかを考えなければならない。

いっぽう、鑑賞共通教材に目を移すと、昭和33年から鑑賞共通が取り外される平成10年までの約40年間、「春の海」「五段砧」「四季の眺め」「六段の調」といった地歌・箏曲が鑑賞共通教材の中に取り上げられてきたことが分かる。

6. 「箏」の譜面考察と生徒にとっての譜面の有用性

音楽の授業において、中学生や高校生が初めての楽器に取り組む場合、どのような題材で、どれくらいの授業時数を確保し、指導に時間をかけて行くのかという問題は、題材の目標の達成や生徒の楽器の上達に大きく影響する。

楽器の種類によっては、姿勢、構え方、持ち方等、基礎的な事柄を少し身に付けるにも長い時間を要する 경우가少なくない。正しいメソッドに従って、時間をかけて、丁寧に練習を重ねていくことは、演奏上達の一番の近道と考えられる。

しかし、中学校の場合、1年生が年間45時間、2、3年生がそれぞれ年間35時間という授業時数に一定の定めがあるため、一つの活動に多大の時間を費やすことができないのが現状である。この点は、じっくり時間をかけて器楽指導が行える部活動等とは大きく異なる。ほかに、楽器や教材の選択等、実際に指導にたずさわる教員が考えなければならない課題は多い。

生徒に和楽器に取り組ませる場合、基礎的な技術の習得をどのようにしていくのかという問題と共に教材選択や教材開発については、さまざまな角度から考える必要がある。ことに和楽器の場合、譜面については、使用するのか否か、譜面を使用した場合、生徒にとって最も分かりやすい譜面とはどのようなものかを考えることは、とても重要である。生徒の和楽器に対する興味・関心、奏法の理解、教員の効果的な指導という点からも授業をする前段階で、是非とも考えておきたい事柄である。

現在、中学校音楽科では2つの出版社の教科書が、高等学校芸術科音楽科では3つの出版社の教科書のいずれかが使用されている。

表5は、現在、中学校と高等学校で使用されている教科書の中に掲載されている「箏」の譜面について、出版社ごとに、掲載されている楽曲、譜面の種類、「押し手」「合わせ爪」等の技法の有無、3点について調査し、まとめたものである。

表5

		A 社		B 社			
中学校 器楽	掲載されている楽曲	譜面の種類	譜面に出てくる「押し手」、「合わせ爪」等の技法の有無	掲載されている楽曲	譜面の種類	譜面に出てくる「押し手」、「合わせ爪」等の技法の有無	
		「さくら」	五線譜の下に漢数字の絃名が付されている。	「押し手」	「こきりこ節」から	五線譜の下に漢数字の絃名が付されている。ただし、八分音符に相当する部分は下線が引かれている。	左手の技法なし。
		「さくら」二重奏	五線譜の下に漢数字の絃名が付されている。	「押し手」、「合わせ爪」	「さくらさくら」二重奏	五線譜の下に漢数字の絃名が付されている。ただし、八分音符に相当する部分は下線が引かれている。	「合わせ爪」、「引き連」、「トレモロ」

		A 社		B 社			
高等学校 音楽Ⅰ	掲載されている楽曲	譜面の種類	譜面に出てくる「押し手」、「合わせ爪」等の技法の有無	掲載されている楽曲	譜面の種類	譜面に出てくる「押し手」、「合わせ爪」等の技法の有無	
		「さくら」変奏曲	五線譜の下に漢数字の絃名が付されている。	「合わせ爪」、「すくい爪」、「ピチカート」等	「さくら」	五線譜の下に漢数字の絃名が付されている。ただし、八分音符に相当する部分は下線が引かれている。	「押し手」、「掻き手」、「割り爪」、「合わせ爪」
		「六段の調」より『初段』	漢数字等による縦書きの文化譜	「引き色」、「掻き手」、「割り爪」、「押し手」等	「六段の調」より『初段』の冒頭部分	漢数字等による縦書きの文化譜	「引き色」、「掻き手」、「割り爪」、「後押し」

「箏」の実技指導ということに着目し、譜面の掲載を見たとき、いずれの教科書も「箏」の実技に対応できるような内容となっている。ただ、出版社によっては「鑑賞領域」の中で箏曲を掲載をしているところもあることから、今回は「鑑賞領域」で扱っているものについては調査対象外とした。

掲載されている楽曲では、日本古謡「さくら」の多いことが分かる。これは、生徒たちが幼少期より聴いたり歌ったり、合奏したりする機会が多く、箏演奏の場合親指だけでも演奏ができたり、「押し手」等の技法も最小限にとどめたりして、比較的簡単に演奏ができるといったような事柄が影響しているものと思われる。

「箏」の演習等に教材として多く用いられる「さくら」であるが、掲載楽曲の譜面を見比べたとき、教科書によって相違が見られる。和楽器の譜面は、ジャンルや流派等によって、それぞれ独自のものがあり、「箏」の譜面の場合も、同じ曲であっても、流派等によって譜面の書き方が大きく異なってくる。

例えば、生田流では、現在縦書きの文化譜が多く用いられるのに対し、山田流では横書きの譜面が用いられている。時代を遡れば生田流でも横書きの譜面を用いて教授活動されている時代もあったが、同じ横書きであっても山田流のそれとは記譜が異なっている。

筆者が、中学校現場で「箏」を取り扱った和楽器指導をしていた頃、譜面は主に縦書きの文化譜を用いていた。教員の指導の下、生徒は縦書きの文化譜を見て練習を重ねていくといった方法の授業を行っていた。縦書きの文化譜を使用していた理由としては、五線譜の理解が容易でない生徒にとって、縦書きの文化譜を使用することは理解が容易で、スムーズに和楽器に親しんでいくことができると考えたからであり、ほかに、多くの生徒が「箏」の演奏や「箏」の譜面に触れる機会はそう多いものではなく、縦書きの譜面に触れるのにもよいと捉えたからであった。

しかし、譜面の使用については、授業を進めて行くにつれ、課題を感じるようになった。課題について簡潔にまとめた内容が下記の～である。

五線譜の理解がままならない生徒にとって、五線譜に絃名を付した譜面はどこまで有効か。

五線譜に絃名を付した譜面では、五線譜と漢数字等で書かれた絃名の両方を見なければならぬため生徒の頭の中が混乱するのではないか。

譜面を使用した場合、譜面に集中するあまり、手に集中できない生徒が多くみられる。

曲を覚えてしっかり演奏しようという意欲を高めるには、譜面を使用しない方が意欲は高まるのではないか。

7. 模擬授業の実施

上記6の内容等を踏まえ、生徒にとっての譜面の有用性等を明らかにし、「箏」を取り扱った授業における効果的な指導を行うためには、具体的にどのようなことが必要で何を大切に、どのようなポイントを押さえるべきか等について、授業を受ける生徒側、そして授業を行う教員側、その両方の立場に立っての考察を行うこととした。

7.1. 模擬授業概要

日時：平成21年7月16日（木）2限（10:40～12:10）、3限（13:00～14:30）

平成21年7月23日（木）2限（10:40～12:10）、3限（13:00～14:30）

場所：尚美学園大学上福岡キャンパス2号館2011教室

対象：教育課程履修の3年生32名（木曜2限クラスと木曜3限クラスの2つに分けて実施。1クラス約16名）

指導：筆者

教材：「さくらさくら（日本古謡）」「六段の調（八橋検校）」抜粋

授業の流れ

7月16日(木)2限(10:40~12:10)、3限(13:00~14:30)

時間配分	活動内容	留意点・準備物等
5分	小・中・高等学校における和楽器指導の実情等、説明を聞き、「箏」を取り扱って、中学生や高校生を対象に実際に授業する場合、どのようにすれば効果的な指導ができるのかということを考えながら演習を行う旨理解する。	調弦等は事前に完了しておく(Dを基音とした平調子) 「箏」は二人で一面使用し、一人が弾いている間、もう一人は見取り稽古をすることとした。
10分	「箏」を演奏する際の「手の形」「弾く位置」「姿勢」「調弦」等について、模造紙に書き記したポイントに従って説明を聞く。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">「箏」にはそれぞれの絃に名前が付いていることを理解する。特に十一番目、十二番目、十三番目の絃については、名称が「斗」「為」「巾」であることを覚える。 箏柱は右へ移動すると音程が上がり、左へ移動すると下がることを理解する。 オクターブの関係にある絃について、説明を聞き、理解する。</div>	
10分	親指と中指の練習を行う。巾の絃から一の絃まで順番に、親指で、あるいは中指で一の絃から巾の絃まで順番に、様々なリズムや強弱を付けて練習を行う。	
15分	譜面は使用せず、指導者の指示に従い、最初から少しずつ区切って、繰り返し「さくら」の練習を行う。	
10分	曲に慣れた頃を見計らって学生が本手(主旋律)、筆者が「替え手」を担当し、高低二部合奏を行う。	
40分	「箏」の演習を行って、どのような成果や課題があったのかを考察する。	

7月23日(木)2限(10:40~12:10)、3限(13:00~14:30)

時間配分	活動内容	留意点・準備物等
10分	前回の復習をする。前回の授業を思い出し、「箏」の演奏をするにあたっての留意点やポイント等を再度視聴し、確認する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">手の形、弾く位置、姿勢、絃名、調弦等について確認する。 「さくら」の復習をする(学生が本手(主旋律)を演奏し、筆者が替え手を担当しての高低二部合奏を行う。)</div>	調弦等は事前に完了しておく(Dを基音とした平調子) 「箏」は二人で一面使用し、一人が弾いている間、もう一人は見取り稽古をすることとした。
10分	「後押し」「揺き手」「割爪」「合わせ爪」等の左右の手の基本的な技法について、説明を聞き、それぞれの技法について、繰り返し少しずつ練習を行う。	
30分	譜面を使用せず、「六段の調」(初段)の冒頭から途中までを教員の唱歌や弾き方(手の形や指の動き等)を学生が見ながら少しずつ練習を進める。	
40分	全ての演習を終えて、「縦書きの文化譜」や「拡大譜」等について、譜面の構造を聞き、「振り返りシート」の項目に沿って記入し、前回と今回の2回の授業について振り返る。	

- 1 授業風景



- 2 授業風景



7.2. 授業後の「振り返りシート」から

表6は、「振り返りシート」への学生の記載内容をまとめたものである。「振り返りシート」の項目については「譜面使用に関する内容」と「左右の手の技法に関する内容」の2点とした。

～ が考察の項目、その下段に回答率と回答理由の集約を示した。似通った回答、同様の回答については割愛することとした。

表6

質問内容	譜面の使用についてどのように考えますか		
	縦書きの譜面を使用するのがよい	五線譜に絃名を付した譜面を使用するのがよい	譜面は使用しなくともよい
割合	13人 (40.6%)	6人 (18.8%)	13人 (40.6%)
回答理由	<ul style="list-style-type: none"> ・五線譜以外の楽譜も学ぶことができる。 ・五線譜を読めない生徒もいると思うので、漢数字で表された縦譜の方が分かりやすい。 ・音符が読めない生徒にとっては分かりやすい。 ・絃が漢数字の番号で表されているので、譜面とも整合性がとれる。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・五線譜は見慣れている。 ・五線譜は見やすい。 ・「箏」以外の曲はたいてい五線譜なので生徒には抵抗が少ないと思う。 ・五線譜の方が長さが分かりやすい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた時間の中で生徒が譜面を理解して読み解くのは難しい。 ・指導者の説明や奏法を見ながら覚える方が集中できる。 ・譜面を使用しない方が耳が鍛えられ演奏に集中できる。 ・初心者の場合、譜面がない方が手に集中できる。 ・指導者の真似をしてやった方が覚えやすい。など
質問内容	拡大譜の使用についてどのように考えますか		
	縦書きの拡大譜を使用するのがよい	五線譜に絃名を付した拡大譜を使用するのがよい	拡大譜は使用しなくともよい
割合	19人 (59.4%)	5人 (15.6%)	8人 (25.0%)
回答理由	<ul style="list-style-type: none"> ・パッと見てすぐに分かる。 ・拡大すると生徒は注目する ・譜面の理解には便利である。 ・大勢の生徒を教えるときには有効的。 ・個々に譜面を渡すよりもいっぺんに見た方が効果的。 ・自分が弾いていないときなど拡大譜を目で追いながら自然と勉強できる。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・五線譜の読み方の勉強になる。 ・リズム確認できる。 ・大きい方が見やすい。 ・拡大することで生徒が注目する。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の説明と演奏で十分である。 ・覚えて練習する方が効果的である。 ・見ながら弾く余裕はない。 ・黒板に張ってある拡大譜に気を取られてしまう。など

譜面を使用して指導する場合について		
譜面の種類	どのような点がよいか	どのような点が課題か
漢数字の縦書きの文化譜について	<ul style="list-style-type: none"> ・縦書きの譜面に触れる機会がないので良い機会だと思う。 ・弾くべき絃がそのまま漢数字なので明確である。 ・五線譜の分からない生徒でも理解ができる。 ・休みや裏拍が分かりやすい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で理解が困難。 ・音符に慣れた生徒は漢数字だと音の長さがわかりにくい。 ・パッと見て分かりづらい。 ・「掻き手」や「割り爪」が音符に表しにくい。 ・リズムが分かりにくい。など
漢数字の絃名を付した五線譜について	<ul style="list-style-type: none"> ・五線譜を分かっている生徒には理解が早い。 ・五線譜は見慣れているので、ドレ・ミが分かりやすい。 ・親しみやすい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・邦楽なのに五線譜で勉強するのには違和感がある。 ・五線譜と漢数字が両方目に入ってしまうため混乱する。 ・五線譜が読めない生徒にとっては無意味。など
漢数字のみの横書きの文化譜について	<ul style="list-style-type: none"> ・五線譜の分からない生徒にとってはよいかもしれない。 ・横書きなので五線譜に近い感覚がある。 ・音符が書いていないから分かりやすい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・読みづらい。 ・リズムが分かりにくい。 ・音のイメージが湧いてこない。 ・音程のイメージをつかむのが難しい。など

質問内容	「押し手」は難しいですか		
	かなり難しい	難しい	そうでもない
割合	5人 (15.6%)	16人 (50.0%)	11人 (34.4%)
回答理由	<ul style="list-style-type: none"> ・絃を押さえるのがとても難しい。 ・良い音を出すのに時間がかかる。 ・絃が予想以上に固く、押さえるのに苦労する。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・力のない生徒には難しい。 ・力の加減が難しく、なかなか押せなかった。 ・指が痛い。 ・中・高生にとっては、けっこう力が必要なのですぐに習得できないと思う。 ・体重のかけ方のコツを覚えるのが難しい。 ・きれいな音が出せない。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・コツをつかめばそれほど難しくはない。 ・三角定規の鋭角の部分 (30°) を思い浮かべればそう難しくはない。 ・自分には力があつたので、楽に押さえられた。 ・何度も練習していくうちにできるようになった。など

質問内容	「掻き手」や「割り爪」は難しいですか		
	かなり難しい	難しい	そうでもない
割合	6人 (18.8%)	7人 (21.9%)	19人 (59.4%)
回答理由	<ul style="list-style-type: none"> ・力の加減が難しい。 ・手首の扱いが難しく、思うような音が出せない。 ・ポジションをつかむのが難しい。 ・指の支えをどのようにすればよいのか難しい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・うまく絃をつかめない。 ・隣り合う2本の絃を同時に弾くという作業が難しい。 ・しっかりと音が出せない。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡単にできる。 ・「シャラーン」というイメージをもって弾くと難しくない。 ・この技法は生徒も耳にしたことがある音なので、楽しくできると思う。など

質問内容	「合わせ爪」は難しいですか		
	かなり難しい	難しい	そうでもない
割合	9人 (28.1%)	15人 (46.9%)	8人 (25.0%)
回答理由	<ul style="list-style-type: none"> ・頭では理解していても実際にやってみると、なかなかうまくいかない。 ・同時に美しい音は、なかなか出せない。 ・中指と親指の位置が分からなくなってしまう。 ・技巧的な奏法だと思う。オクター 	<ul style="list-style-type: none"> ・絃の幅をつかむ感覚が難しい。 ・2本の絃を同時につかむのが難しい。 ・中指が親指のどちらかに力が偏ってしまう。 ・2本の絃の幅を間違えやすい。 ・中指が滑ってしまう。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いて弾けばそれほど難しくくない。 ・絃の幅を間違わなければ楽にできる。 ・ゆっくりと練習し、徐々にスピードを上げれば難しくくない。 など

	ブはどの楽器でも大変だと感じた。など		
質問内容	生徒に初めて「箏」の実技に取り組ませる場合、「押し手」や「掻き手」「割り爪」等を学ばせるのは難しいと思いませんか		
	かなり難しい	難しい	そうでもない
割合	16人 (50.0%)	12人 (37.5%)	4人 (12.5%)
回答理由	<ul style="list-style-type: none"> ・「押し手」や「掻き手」「割り爪」に行くまでにやらなければならないことが多い。 ・どのように説明をすれば理解ができるか教える方法が難しい。 ・生徒はなかなか理解できないのではないかと。 ・指導者がそれぞれの技法を実演できないと指導は厳しいと思う。 ・数時間の授業で習得するのは難しい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒によって差が出てくると思うので、「押し手」などの出てこない曲がよい。 ・右手を多く使う曲に取り組みせないとそこまでいかない。 ・右手で音を出すだけでも大変。 ・できない生徒をどうフォローするのが難しい。など 	<ul style="list-style-type: none"> ・やり方だけを教えるのはそう難しくない。 ・説明をしっかりと、時間をかければできると思う。 ・「押し手」や「掻き手」「割り爪」全てではなく、適度であれば難しくないと思う。など

授業から考えたり、感じたりした事柄	
<ul style="list-style-type: none"> ・「箏」の経験がなく心配だったが、今回実習ができてよかった。 ・実際に「箏」に触れて、奏法や姿勢等、色々すべて実際の指導に役立てられると感じた。 ・「箏」には、技法の難しい点が多々あるが、多くの生徒に触れてほしいと思った。 ・日本の楽器の音色は温かく癒される。つまらないと思う生徒がいるかもしれないが、やはり教えるべきだと思った。 ・譜面を見て理解するよりも先生の真似をして演奏する方が簡単だと思った。生徒に譜面を見せたりするのは授業の最後の確認程度でよいと思う。 ・「箏」を弾くにあって、気を付けなければならないことを整理し、どのように生徒に教えたらいかが考えていきたい。 ・日本の伝統楽器に実際に触れてみて、その魅力が分かった。 ・新しいことや未知なことを学ぶのはとても楽しい。授業で「箏」を取り上げる際は広く浅く学ばせることがベターだと思った。 	

7.3. 「振り返りシート」からの考察

主に「振り返りシート」の回答集約に沿って考察を行う。

の譜面使用については、縦書きの文化譜及び五線譜に絃名を付した譜面を「使用するのがよい」と回答した学生の割合も40.6%であった。それに対して「使用しなくともよい」と回答した学生の割合も同じく40.6%であった。回答理由を分析すると、楽譜を道しるべとして演奏を進めていく方がスムーズであるという感想をもった学習者に対して、手もとに集中するには楽譜に頼ってはい前に進むことがスムーズではないとする学習者に分かれていることが容易に理解できる。導入段階での指導にあたっては、楽譜を使用する使用しないということのどちらか一方に限定するのではなく、生徒が演奏をスムーズに行うためには、個々の希望や進度に合わせてどちらが適切かということを考えなければならないことの大切さを示しているといえよう。

また、「五線譜に絃名を付した譜面を使用するのがよい」と回答した学生の割合は18.8%と全体の2割にも満たなかったが、普段、五線譜を見慣れている音楽表現学科の学生たちということもあり、箏を弾く場合にも、五線譜を軸として学習を進める方がスムーズであるとい

う思いが伺える。

の拡大譜の使用については、「使用する方がよい」と回答した学生の割合が59.4%であり、生徒への指導に対しては、拡大譜の有効性やそれを使用することの利便性等を感じている学生の多いことが分かる。

の譜面を使用して指導する場合についてであるが、それぞれの譜面のよさと課題についての両方から考察を試みた。学生たちの回答理由からは、これまで主に西洋音楽を中心として音楽を学び、西洋音楽で培ってきた読譜等、様々な事柄が演習の際にも土台となつての回答内容であることが伺える。

からまでは、箏の両手の技法に関する考察項目である。の「押し手」については、65.6%の学生が、かなり難しい・難しいと回答しており、初学者の場合の「押し手」の指導の難しさを物語っている。～は右手の技法についてである。

の「掻き手」や「割り爪」について、難しいと感じていない学生が59.4%であるのに対し、の「合わせ爪」については、75%もの学生が、演奏にあたっての困難さを述べている。

では、左右の手の技法を初学者に学習させることが難しいと感じた学生の割合が87.5%と高く、教科書に掲載されている「さくら」には「押し手」が出てくる譜面もあり、このような場合の指導については、「押し手」の部分を取り出し、時間をかけて集中的に練習したり、あるいは「押し手」のない譜面を使用したりする等、工夫のいることが分かる。

は今回の演習に対する対する学生たちの自由記述である。記述内容は、今回の演習に対する前向きでプラスの感想や考えがほとんどであり、中学校や高等学校で箏を扱った授業を行う際に、音楽科の教員として、どのように対応していけばよいのかという思いや今回の演習等を通して、指導の糸口にしたいというような記述、意見等が綴られている。これらのことから今回の授業が学生たちにとって、大きな収穫であったことが伺える。

8.まとめと今後の課題

「中等科音楽における生徒の理解に着目した和楽器指導」を主題として、特に「箏」という楽器を取り扱った授業における効果的な指導法について、第一に国やその他の調査等から見てくる教育現場における和楽器指導の実際、第二に中学校音楽科の学習指導要領について和楽器指導等に関する記述や教材に関する内容、和楽器指導等に関する記述や教材に関する内容の考察、第三に「箏」の譜面考察と生徒にとっての譜面の有用性、第四に学生を対象としての「箏」を取り扱った模擬授業実施、この4点の項目に沿って研究を行った。おのおの項で考察結果等を述べているため、ここではそれらの事柄を包括するような形でまとめとしたい。

箏を扱った効果的な指導について、今回の研究からは、指導者が、「箏」という楽器の特性や持ち味、あるいは指導可能な範囲といった事柄について、まず十分理解することが最も重要であることが検証できた。授業に関しては、指導者が事前にある程度の研鑽を積み重ねておかなければ、授業を進めていくことはかなり難しいことが提示できた。

また、生徒へのスムーズな指導を考えた場合、指導する生徒の実態把握は必要不可欠であり、その実態に合わせた指導計画を的確に立案し、それらを実行できる力を身に付けたり、それらと並行して教材選択や教材開発ができる力をも身に付けることが指導者に求められる大きな要素であることも提示できた。

今回、箏の初歩指導段階での効果的な指導について、「譜面」「教材」「技術指導」等を中心としての考察を行った。譜面使用については、使用の有無や有用性等を軸としての考察であったが「口伝」「唱歌」といった日本の伝統音楽では、ごく当たり前に用いられてきた伝承形態や指導法といったものが、とても意味の深い、理に叶ったやり方であるということが授業を通して、一定検証できたように思われる。伝統音楽を生徒に指導する場合の譜面に関する問題は、今後も引き続き研究しなければならないと考えている。「教材」については、教科書掲載の楽曲をそのまま用いるには無理が生じたり、時間がかかりすぎたりするなど、課題が多く見られたため、楽曲選択にあたっては、指導者が譜面の内容を吟味し、必要に応じてアレンジするなどの工夫が生徒たちの理解を容易にすることも学生たちの模擬授業から実証できた。

いっぽう「技術指導」については、特に左手の技法である「押し手」、右手の技法である「合わせ爪」等を生徒に理解させ実行させるには、かなり難しいことが明らかとなり、部分練習に要する時間の確保や演奏にあたっての左手全体への体重のかけ方、指の角度、腕や手首の力の配分等の指導が必須であり、重要な鍵となることも分かった。

今後、和楽器を扱っての器楽指導のみならず、和楽器との関係に着目した伝統的な歌唱指導についての指導法や伝統的な歌唱指導に関する教材開発といったことについての研究についても歩みを進めたい。

引用

- (1) 文部科学省 平成14年度公立小・中学校における教育課程の編成実施状況等の調査結果について(概要)
- (2) 音楽之友社 教育音楽 中学 高校版 2003年6月号 P.51
- (3) 鹿児島県総合教育センター 指導資料第33号 平成18年10月

注

- 注1 鑑賞共通教材は「春の海」以外にも各学年でそれぞれ提示されているが、日本の伝統的な音楽としては、ほかに「今様(日本古謡)」「長唄「越後獅子」(杵屋六左衛門作曲)」「江差追分(日本民謡)」がある。
- 注2 鑑賞共通教材は「五段砧(光崎検校作曲)」「四季の眺め(松浦検校作曲)」以外にも各学年でそれぞれ提示されているが、日本の伝統的な音楽としては、ほかに「雅楽「越天楽」(日本古曲)」「長唄「小鍛冶」(杵屋勝五郎作曲)」「尺八曲「鹿の遠音」(作曲者不明)」「義太夫節「木遣りの段」(鶴沢重次郎作曲)」がある。
- 注3 鑑賞共通教材は「箏曲「六段の調」(八橋検校作曲)」以外にも各学年でそれぞれ提示されているが、日本の伝統的な音楽としては、ほかに「雅楽「越天楽」(日本古曲)」「長唄「勸進帳」(四世杵屋六三郎作曲)」「尺八曲「鹿の遠音」(作曲者不詳)」がある。
- 注4 鑑賞共通教材は「箏曲「六段の調」(八橋検校作曲)」以外にも各学年でそれぞれ提示されているが、日本の伝統的な音楽としては、ほかに「雅楽「越天楽」(日本古曲)」「尺八曲「鹿の遠音」(作曲者不詳)」「長唄「勸進帳」(四世杵屋六三郎作曲)」がある。
- 注5 ここでは、「地歌・箏曲」に関係性の深い「拍」「拍子」「間」という3つの用語のみを取り上げ掲載した。

参考文献

- (1) 文部省「中学校学習指導要領(平成10年12月)解説 - 音楽編 - 」(教育芸術社)平成11年9月
- (2) 文部省「高等学校学習指導要領解説芸術(音楽 美術 工芸 書道)編 音楽編 美術編」(教育芸術社)平成11年12月
- (3) 文部科学省「中学校学習指導要領 平成20年3月告示」平成20年8月(東山書房)
- (4) 文部科学省「高等学校学習指導要領 平成21年3月告示」平成21年9月(東山書房)
- (5) 文部科学省「中学校学習指導要領解説 音楽編」平成20年9月(教育芸術社)
- (6) 教科用図書「中学生の器楽」(教育芸術社)平成17年検定
- (7) 教科用図書「中学器楽 音楽のおくりもの」(教育出版)平成17年検定
- (8) 教科用図書「MOUSA 1」(教育芸術社)平成18年検定
- (9) 教科用図書「高校生の音楽1」(教育芸術社)平成18年検定
- (10) 教科用図書「音楽 改訂版 Tutti」(教育出版)平成18年検定
- (11) 教科用図書「高校音楽 改訂版 MUSIC ATLAS」(教育出版)平成18年検定
- (12) 教科用図書「改訂新版高校生の音楽1」(音楽之友社)平成18年検定
- (13) 教科用図書「改訂新版高校の音楽1」(音楽之友社)平成18年検定
- (14) 峯岸創 監・編「日本の伝統文化を生かした音楽の指導」2002年6月 暁教育図書
- (15) 日本学校音楽教育実践学会編「学校音楽教育実践シリーズ1 日本音楽を学校で教えるということ」2001年8月 音楽之友社
- (16) <http://www.nicer.go.jp/guideline/> 「過去の学習指導要領」国立国会図書館関西館